

令和7年度（仮称）阿武町多目的運動施設整備事業設計業務公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

この実施要項は、（仮称）阿武町多目的運動施設整備事業設計業務（以下「本業務」という）の受託者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（1）業務名

（仮称）阿武町多目的運動施設整備事業設計業務

（2）業務の目的

既存の温水プール施設を改築し、より多目的に利用可能な文化スポーツ施設として整備する。

（3）業務内容

別紙仕様書のとおり

（4）委託期間

契約締結時から令和8年3月31日（火）

（5）委託上限額

13,000千円（消費税及び地方消費税含む）

（6）委託方法

企画提案を募った後に、プレゼンテーションによる選考を行い、最優秀の1事業者を決定し、業務を委託する。

3 担当課

阿武町役場 まちづくり推進課 商工観光係（担当：岡村）

〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636 番地

電話：08388-2-3111（直通）

ファックス：08388-2-2090

メールアドレス：machisui04@town.abu.lg.jp

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

日 程	項 目
令和7年9月25日（木）	募集開始
同 10月3日（金）17時まで	質問受付期限

同	10月6日（月）	質問回答
同	10月14日（火）17時まで	参加表明書等の提出期限
同	10月20日（月）17時まで	企画提案書等の提出期限
同	10月28日（火）（予定）	プレゼンテーション
同	10月29日（水）	選定結果通知、公表

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- （１）本要項において定める業務について、遂行能力を有するとともに適正な実施体制を有し、委託者の指示に柔軟に対応できること。
- （２）本事業と同時期に実施予定の「阿武町地域魅力向上事業支援業務」に選定された業者と連携を図ることができること。
- （３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定へ該当しないこと。
- （４）地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に係る制限を受けていないこと。
- （５）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- （６）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にはない者であること。
- （７）会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続開始又は、再生手続開始の申し立てをしていない業者であること。
- （８）租税を滞納していないこと。

6 応募について

（１）募集要項の配布

- （ア）配布開始 令和7年9月25日（木）から
- （イ）配布資料 実施要項（本書）、仕様書、様式集
- （ウ）配布場所 下記ホームページで配布する。
阿武町ホームページ【<http://www.town.abu.lg.jp/>】

（２）質問の受付

- （ア）受付期間
令和7年9月25日（木）から同年10月3日（金）17時まで

(イ) 提出方法

質問書（様式第 1 号）により、担当課へ電子メール
（machisui04@town.abu.lg.jp）で提出すること。

電子メールの「件名」を「【質問】（仮称）阿武町多目的運動施設整備事業」とすること。送信後は必ず担当課へ受信確認の電話連絡をすること。

(3) 質問の回答

(ア) 回答方法

質問に関する回答は、順次、阿武町ホームページに掲載するものとし、
回答をもって実施要項等と一体のものとして効力を有するものとする。

阿武町ホームページ【<http://www.town.abu.lg.jp/>】

(イ) 備考

受付した質問の趣旨や内容が不明確なものは、回答しないことがある。

(4) 参加表明書等の提出

応募を検討する事業者は、次の書類を持参又は郵送により提出するものとする。

(ア) 提出書類

①参加表明書（様式第 2—1 号）

事業者名、代表者名、担当者氏名、連絡先等を記載

②会社概要調書（様式第 2—2 号）

パンフレットの添付等でも可とする。

③類似契約業務実績書（様式第 3 号）

実績業務の概要が分かる図面等を添付すること。

④国税及び地方税の未納や滞納がないことを証する資料

※納税証明書を添付すること（写しでも可）

⑤本業務の実施体制及び従事予定者名について（様式は任意）

(イ) 提出部数

各 1 部

(ウ) 提出期限

令和 7 年 10 月 14 日（火）17 時までに必着とする。

(エ) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、平日の 9 時から 17 時までとする。）

(オ) 提出先

「3 担当課」へ提出。

(5) 企画提案書等の提出

本事業に参加する事業者は、次の書類を持参又は郵送により提出するものとする。

(ア) 提出書類

① 提案書類提出書（様式第4号）

② 企画提案書（様式任意）

A3用紙12枚程度、横使い、横書き、片面使用とし、左綴じにしたものとする。なお、書類については着色、彩色を可とし、表紙には提出業者の名称を記載するものとする。

・業務の概要

※（仮称）多目的運動施設の整備計画、施設の外觀（イメージ図（パース等））、レイアウト、規模、仕上げ、設備等をわかりやすく記述すること。

・設計品質確保の具体的な方法

※設計品質を確保する具体的方策（設計体制、設計瑕疵の防止策等）があれば記述すること。

・施設維持管理コスト（修繕・更新含む）の縮減

※施設維持管理コストの縮減の具体的方策があれば記述すること。

③ 価格提案書（様式第5号）

別添内訳書（様式任意）により具体的な積算内訳を明示すること。

④ 業務スケジュール（A3版1頁、様式任意）

(イ) 提出部数

① 正本 1部

② 副本 8部

(ウ) 提出期限

令和7年10月20日（月）17時までに必着とする。

(エ) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、平日の9時から17時までとする。）

(オ) 提出先

「3 担当部署」へ提出。

(カ) 提出書類の取扱い

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、町が必要と認めるときは、その内容が無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案書類については、事業者の選定にかかる本事業の公表の目的以外には原則使用しない。

(キ) 提出書類の返却

提出された提案書類等は返却しない。

町は、選定後、選定された者の提案内容に拘束されないものとする。

区 分		様式、必要書類	備 考
参加表明	①参加表明書	様式第2号 事業者名、代表者名、代表者印、担当者氏名、連絡先等を記載	正本1部を提出 【提出期限】 令和7年10月14日（火） 17時
	②事業者の実績	任意	
	③税完納の証明	納税証明証等を添付	
	④従事予定者名	任意	
企画提案	① 提案書類提出書	様式第4号	正本1部、副本8部を提出 【提出期限】 令和7年10月20日（月） 17時
	② 企画提案書	任意 A3用紙12枚程度	
	③ 価格提案書	様式第5号	
	④ 業務スケジュール	任意 A3用紙1枚	

7 選定方法

（1）受託候補者の選考

庁内に「（仮称）阿武町多目的運動施設整備事業受託候補者選定委員会」（以下「選考委員会」という）を設置し、「8 審査基準及び配点」に基づき総合的に審査を行う。

（2）審査

書類、プレゼンテーション及び価格提案金額について総合的に審査を実施し、採点の合計により各提案者の順位を決め、第1受託候補者と第2受託候補者を選定する。なお、プレゼンテーション審査は次のとおり実施する。

（ア）日時・会場

令和7年10月28日（火）

※会場等も含め、詳細は別途通知する

（イ）所要時間

プレゼンテーション（提案説明）25分、質疑応答15分

（ウ）プレゼンテーション実施者

3人以内の出席とし、従事予定者による説明を実施すること。

（エ）内容

提出した資料を用いてプレゼンテーションを行う。

(オ) 使用機器

プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコン等必要な機器は持参すること。

(カ) 選考結果

選考結果については、プレゼンテーションに参加したすべての提案者へ自己の結果のみを文書により通知する。

(キ) その他

プレゼンテーションは提出された企画提案書に基づき行うこととするが、方法の指定等はなく自由な発想により企画の魅力を伝えること。

審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

総得点が1位であっても、募集要項に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、優先交渉権者として選定しないことがある。

(3) 受託候補者

第1受託候補者は、町と要項及び価格等の細目について協議するものとする。この場合に、町は必要に応じて第1受託候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。ただし、第1受託候補者と協議が整わない場合は、第2受託候補者と協議を行うものとする。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を受託候補者として選定し、上記協議を行う。

8 審査基準及び配点

審査は以下の基準に基づいて実施する。(100点満点)

評価項目	評価事項	評価内容	配点
業務実績	同種又は類似業務の実績	○過去に同種業務又は類似業務の実績があるか。	5
実施体制	実施体制の確保	○業務を円滑に実施できる体制が構築されているか。	10
	従事予定者の適正	○業務を遂行する上で経験や実績は豊富か。 ○業務の企画提案についての的確に説明できるか。	5

	実現性の確保	○スケジュールや企画内容が実現可能であるか。	10
提案内容	事業の実施方針	○本事業の目的を踏まえ、具体的かつ的確な提案内容となっているか。	10
	施設の外観	○目的や周辺施設等を考慮できている仕上げとなっているか。	5
	施設の機能設定	○地域の魅力向上となる施設機能を想定しているか。	10
	地域内外の関与	○住民の理解や関心を得ることができる内容か。	10
	修繕監理コストの縮減	○修繕等や維持管理コストの縮減ができるか。	10
	総合評価	○企画内容から受ける全体的な印象はどうか。 ○企画提案の内容が理解できるもので、熱意、誠実さが感じられるか。	25

9 契約

受託候補者と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約を締結する。

10 参加辞退

参加表明書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、参加辞退書を提出すること。なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出書類

参加辞退書（様式第 6 号）

(2) 提出期限

令和 7 年 10 月 20 日（月）17 時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送。持参の場合は、平日の 9 時から 17 時まで

(4) 提出先

「3 担当課」へ提出

11 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る経費は、すべて参加者の負

担とする。

- (2) 町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は原則として認めない。
- (5) 企画提案書等、本業務のプロポーザルに係るすべての提出物は返却しない。
- (6) 企画提案書等については、委託予定者の選定のために使用するものとし公表しないが、情報開示請求があった場合、阿武町情報公開条例に基づき公開することがある。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - (ア) 参加資格の要件を満たさなかった場合
 - (イ) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - (ウ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (エ) 提案価格が委託上限額を超えている場合
 - (オ) プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - (カ) 選定の公平性を害する行為があった場合
 - (キ) 前各号に定めるもののほか、著しく審議に反する行為があった場合

12 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者の場合であっても審査を実施する。ただし、提案者が無い場合は、本件の公募を中止する。